トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十九号

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項及び第三十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和二年政令第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　令和二年九月十七日から令和七年九月十六日までの期間

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる貨物であって、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、令和二年六月二十七日から同年九月十六日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第二項中「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年九月一日から翌年八月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附　則

この政令は、令和二年九月十七日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和二年四月一日から同年九月三〇日まで」を「令和二年一〇月一日から令和三年三月三一日まで」に、「二六八、八〇〇トン」を「二四四、〇〇〇トン」に改める。

附　則

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の六のハの(2)中2の項を削り、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Lepisiota frauenfeldi*（ハヤトゲフシアリ）

別表第一の第一の六のハの(2)の3の項を次のように改める。

3	*Solenopsis geminata*種群（ソレノプスィス・ゲミナタ種群）全種

別表第一の第一の六のハの(2)中4の項を7の項とし、3の項の次に次の三項を加える。

4	*Solenopsis saevissima*種群（ソレノプスィス・サエヴィスィマ種群）全種
5	*Solenopsis tridens*種群（ソレノプスィス・トゥリデンス種群）全種
6	*Solenopsis virulens*種群（ソレノプスィス・ヴィルレンス種群）全種

別表第一の第一の七のイの(1)の1の項を次のように改める。

1	ざりがに科全種